

固定資産税・都市計画税 現所有者(相続人代表者)申告書

移管禁

年	月	日
---	---	---

(あて先) 宝塚市長

地方税法第9条の2第1項の規定により、被相続人に係る徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く)及び還付に関する書類を受領する相続人代表者を指定します。また、宝塚市条例第67条の3に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有」を次のとおり申告します。

通知書番号	①
	②
宛名番号	①
	②

※太線枠内の記入をお願いいたします。

固定資産課税台帳の所有者 (登記名義人)

届出理由

氏名	(カナ)	住	〒	—	死亡年月日
		(死亡時)			年 月 日
					(※記入不要) 宛名番号

1 新規
2 変更
3 廃止

申告者(相続人代表)

(※記入不要) 宛名番号

代表者以外の現所有者(相続人)

氏名	(カナ)	TEL	
	(*)	()	
個人番号		—	
住所	〒	—	続柄
生年月日	年 月 日生		
法人番号(所有者から包括受遺を受けた法人)			

氏名	(カナ)	TEL	
		()	
個人番号		—	
住所	〒	—	続柄
氏名	(カナ)	TEL	
		()	
個人番号		—	
住所	〒	—	続柄

(*)本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印してください

- この届出は死亡者名義の固定資産の現所有者及び相続人の代表を指定していただくものであり、不動産の権利関係を定めるものではありません。
- 亡くなられた固定資産課税台帳上の所有者が、すでに相続人代表として登録されていた場合、この届出をもって、併せて相続人代表者の変更登録をさせていただきます。
- 遺産分割がお済みの場合は、「遺産分割協議書」の写しを添付してください。

続きは裏面へ

※記入しないでください	受付印	<ul style="list-style-type: none"> 届出者 現所有者 (氏名) その他 () 手続 窓口・郵送 その他 受付者 () 添付書類 	処理・保留	備考
			確認	

代表者以外の現所有者(相続人)

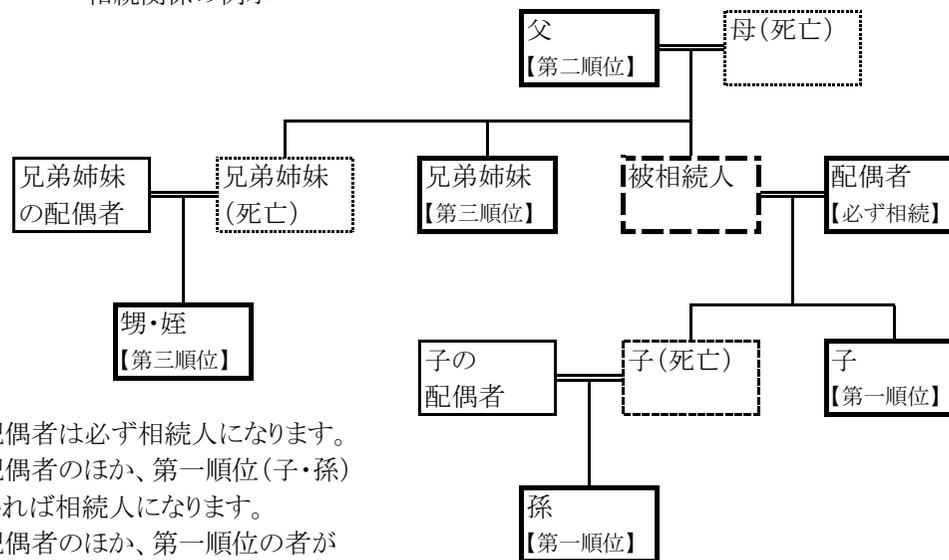
氏名	(カナ)	TEL
	()	
	個人番号	-
住所	〒	続柄
氏名	(カナ)	TEL
	()	
	個人番号	-
住所	〒	続柄

氏名	(カナ)	TEL
	()	
	個人番号	-
住所	〒	続柄
氏名	(カナ)	TEL
	()	
	個人番号	-
住所	〒	続柄

相続人について
相続人の順位

被相続人との続柄	相続順位	相続人になる場合
配偶者	順位枠外	配偶者がいれば、配偶者は必ず相続人になります。
子、子が既に死亡している場合の孫	第一順位	配偶者と子がいる場合や子だけの場合は子が、配偶者や子と既に死亡している子の子(孫)がいる場合は孫が相続人になります。
親(父・母) 親が既に死亡している場合の祖父母	第二順位	配偶者だけで子がない場合、被相続人の親がいれば相続人になります。 配偶者がいない場合も相続人になります。 親が既に死亡しており、祖父母がいる場合は祖父母が相続人になります。
兄弟姉妹・兄弟姉妹の子(甥・姪)	第三順位	第一順位の子などや第二順位の親などがいない場合、第三順位の兄弟姉妹が相続人になります。

相続関係の例示



- ① 配偶者は必ず相続人になります。
- ② 配偶者のほか、第一順位(子・孫)がいれば相続人になります。
- ③ 配偶者のほか、第一順位の者がいなければ、第二順位(父・母)が相続人になります。
- ④ 配偶者のほか、第一順位の者、第二順位の者ともいなければ、第三順位(兄弟姉妹、甥・姪)が相続人になります。